

議案第59号

二宮町自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

施設名称の統一化を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

二宮町自転車駐車場条例（昭和61年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「町民会館裏臨時自転車駐車場」を「勝負前臨時自転車駐車場」に改める。
別表第2中「町民会館裏臨時自転車駐車場」を「勝負前臨時自転車駐車場」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(設置、名称及び位置)		(設置、名称及び位置)	
第2条 自転車利用者の利便を図るための施設として、本町に自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 自転車利用者の利便を図るための施設として、本町に自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
勝負前臨時自転車駐車場	二宮町二宮920番地2	町民会館裏臨時自転車駐車場	二宮町二宮920番地2
(略)		(略)	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
名称	車種	月ぎめ	
勝負前臨時自転車駐車場	自転車	500円	
(略)			
名称	車種	月ぎめ	
町民会館裏臨時自転車駐車場	自転車	500円	
(略)			